利用調整方法について

（１）翌年度の大会及びイベント等による利用については、毎年２月までに、各武道競技団体、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、その他利用を希望する団体等を対象に、翌年度の年間利用調整会議を開催し、利用の調整をおこなう。

（２）県・国が主催する行事、参加者等の対象が中国地区規模以上になる大会又はこれに準ずるイベント等については、利用調整会議前であっても優先的に受け付ける。

（３）中国地区規模以上の大会及びイベント等の希望が重なった場合には、前年度８月に大規模利用調整会議を開催して利用の調整をおこなう。ただし、大規模利用調整会議は利用希望が重ならなかった場合には開催しない。

（４）利用希望が重なった場合の利用調整の優先順位は以下のとおりとする。

ア　県・国が主催する大会及びイベント等

イ　国際大会又はこれに準ずる大会及びイベント等

ウ　全国大会又はこれに準ずる大会及びイベント等

エ　中国ブロック大会又はこれに準ずる大会及びイベント等

オ　地区大会又はこれに準ずる大会及びイベント等

（５）年間利用調整会後、県の利用、大規模利用時（武道大会、イベント等）については随時受け付けるものとする。ただし、施設長が認めたものに限る。

（６）年間利用調整会後の専用利用の受付は、会議室及び研修室は利用月３ヶ月前の１日から、その他の利用（稽古会、練習会等）は利用月１ヶ月前の１日から受け付けるものとする。

（７）一般利用の受付は、当日利用申し込みを受け付けるものとする。